

.....

平成 1 4 年 第 1 回臨時会

上 富 良 野 町 議 会 会 議 録

.....

平成 1 4 年 1 月 2 9 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号 (1 月 2 9 日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	2
○諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 議案第 1 号	2
○日程第 4 報告第 1 号	5
○閉 会 宣 告	6

平成 1 4 年 第 1 回 臨時会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 1 4 年 1 月 2 9 日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 1月29日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野演習場周辺無線放送施設設置工事請負契約締結の件
第 4 報告第1号 専決処分報告の件（多田沢川土砂流出対策工事請負契約変更の件）
-

○出席議員（20名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	道路河川課長	佐藤修君

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 20名)

開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) ご出席まことにご苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより平成14年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) ご報告申し上げます。

今期第1回臨時会は、1月25日に告示され、同日議案等の遞送配布をいたしました。

今期臨時会の会期日程は、お手元に配布したとおりであります。

今期臨時会に提出されました案件は、町長から提出の議案第1号の1件、報告第1号の1件であります。

本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布の通り出席いたしております。

以上であります。

○議長(平田喜臣君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

13番 長谷川 徳 行 君

14番 徳 島 稔 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(平田喜臣君) 日程第3 議案第1号上富良野演習場周辺無線放送施設設置工事請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君)

ただいま上程いただきました議案第1号につきまして提案の要旨についてご説明申し上げます。

本件は既存の防災行政無線施設を更新する為の工事ではありますが、今年度から平成15年度までの3カ年計画で防衛施設庁所管の補助事業として実施するものであります。その最初の2年度分につきましては、今年度当初予算の中でも申し上げましたように、国庫債務負担行為となることから今年度の当初予算における債務負担行為の決定議決に基き工事を一括発注いたすものであります。

それではこのたびの2カ年で行う工事概要について申し上げますが、事業量といたしましては親局一式、遠隔制御局二式、屋外拡声小局12局ならびに個別受信機2,301台の整備を行います。このうち年次割といたしましては13年度で19%、14年度で81%の目標の中で取り進める事としております。このことから平成13年度では親局の入れ替えを中心に行う事としてございます。14年度では遠隔制御局、屋外拡声小局、個別受信機の取替えを行う事としております。このようなことでさらに残る個別受信機の更新につきましては平成15年度の最終年度に実施し、全体計画を終了するよう札幌防衛施設局との間で協議を行っているところでございます。

なお、このたびの工事の業者選定にあたりましては、町の競争入札参加資格者名簿に登録されています電気通信事業者の中から、実績などを考慮し5社を指名いたしまして1月25日入札を行った結果、沖電気工業株式会社北海道支社が1億3,450万円で落札したことから、その落札額に、消費税を加算しまして1億4,122万5千円で本工事の請負契約を締結しようとするものであります。本工事の指名競争入札につきましては、本年度から試行的に実施しております予定価格を事前に公表する方法を適用いたしましたが、その結果の落札率につきましては97.89%であります。

以下議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第1号 上富良野演習場周辺無線放送施設設置工事請負契約締結の件。

上富良野演習場周辺無線放送施設設置の工事請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的、上富良野演習場周辺無線放送施設設置工事。

2 契約の方法、指名競争入札による。

3 契約金額、1億4,122万5千円。

4 契約の相手方、札幌市中央区北3条西3丁目1番地、沖電気工業株式会社北海道支社 支社長 山崎雅彦。

5 工期、契約の日から平成14年11月30日。以上で説明を終わります。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑にはいりません。

3番、福塚議員。

3番（福塚賢一君） 1、2点お伺いをしておきたいと思います。只今の説明によりますと3カ年計画をもってこの事業を推進したいと、3月の議会では2カ年による債務負担行為を設定しているわけです。只今3カ年と考えておる事について3月定例会において議されているのは2カ年です。これを3カ年にしなかった理由についてお伺いします。

それから13年3月議会ですと、議されているわけですがそれから10か月経過しているわけです。その間予算措置をされて今日まで迎えておりますけれども、残すところ2月3月数千万の本年度予定額をもってですね、いかに早くこの事業が完成する事になると思いたいわけですが、その辺を憂うことはないという考え方で理解してよろしいか。以上2点お伺いします。

議長（平田喜臣君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 福塚議員のご質問にお答えします。まず1点目のご質問でございますが、本事業につきましては札幌防衛施設局との間で対策協議を進めてきたところですが、諸般の事情で3カ年計画で事業を推進するような方向で協議が整ったところであり、その事を踏まえまして国の予算の状況等に基き3カ年計画の中で2カ年計画の国債事業として採択見通しとなった事から、その結果を当初予算に予算計上したところでございます。したがって3年締め15年につきましては今札幌防衛施設局から聞き及ぶところによりますと、当該年度の通常予算で補助採択をするような事でお話を伺っているところでございます。

2点目の工事施工の関係で今後3月末までにおきましても、この本事業につきましては当初段階札幌防衛施設局から補助内示を受けまして、初段階といたしまして実施設計業務にあたってたところでございます。その業務が12月に入りまして完了した事から、その後の本工事に着手すべく現在進めているところでありまして、先般の入札の結果、仮契約をいたしました相手方との協議の中で、3月末までに概ねこちらで予定してい

る事業については履行できるという事の内諾を得ておりますので、期間大変短期間でございますが、この契約履行については見通しが立っているということでおさえてますのでご理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 3番、福塚議員。

3番（福塚賢一君） 課長の説明によりますと、3カ年にわたる事業を債務負担行為2カ年に設定したと。だけど個別受信機に対しては3年目でやりたいと。施設局ですか、国の機関として。ここが2年といたったから2年で、まず債務負担行為を設定したと。それでは今日地方分権の精神から言ったら自主自立、自己判断、自己決定、そういう考え方でうちは3年間で債務負担行為の設定をします、施設局さん了解して下さいと。

施設局が2年と言ったから2年と、それでは自主性が全くないと思います。確からしさを保つ為にも3年事業でやるというアクションが、うちの町から施設局に言わなきゃならない問題なのです。今事業の内容聞きましたら、今期については確かに更新しなければならぬ、この際このような質問したらですねいけないのかもしれないですが、該当の放送施設と個別受信機、については更新する機械については酒匂町長の時に設置したと思うんですけど、個別受信機は3年目で更新。私の家の受信機はバッチリ入りますからね、放送。電源切つてあれば入りませんが、常時電源入れてますから常時立派に聞こえますからね。アナウンスの上手、下手はありますよ。

それでここで伺いたいのは、消防の無線が悪いと聞いているんです。この際消防の無線は更新する事によっていかに無線放送の能力発揮するということにも相成る事と了解しておるんですけども、その辺はそのように理解してよろしいですね。

まず債務負担行為2年、3年でやるならなぜ3年設定しないんですか。施設局が2年と言ったから2年、それでは上富良野の自主性が極めて欠如している。もっと自信を持ってですね、これから地方分権の精神で行政を推進していく、そういう考え方をもう少しはつらつと今後の事業推進に、特にうちは防衛施設周辺整備法ですとね恩恵受けなきゃならない事案がたくさんあるわけですから、もう少し積極的に行政のアプローチをとっていただきたいと希望して再質問終了します。

議長（平田喜臣君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 福塚議員のご質問にお答えしますが、本事業につきましても防衛庁所管の国庫補助金を財源として仰ぐこととしてございますので、補助する側の色んな諸情勢を考慮しなきゃならない事もございまして、そのような事も含めまして、現行の仕組みの中では3年次も含めまして債務負担行為を設定する事にはいささか無理があるのでないかなと考えているところであります。地方分権時代でありまして、自主財源を基に事業推進する場合には色んな

手法があると思いますが、依存財源でございます国庫補助金を財源とした場合には、やはり補助側の意向も十分考慮した中で対応していく事が適当であるというふうに考えているところであります。

消防の関係につきましては提案理由の説明で申し上げましたように遠隔制御局二式を入れ替えることとしておりますので、消防の遠隔制御局も更新することとしてございます。以上です。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番、米沢議員。

12番（米沢義英君） 防衛施設局の補助率なんです、これは従前の補助率よりも下がっているという話も聞いているところがあるんですが、その件についてはどのような国庫補助で起債等はどのような状況になるのかももう一度確認しておきたいと思います。

ちょっとよくわからないところがあるんですが、親局だとかそういうものはどういう所に設置されて、今後どういう手順で計画されるのか。

それと個別受信機の問題ですが、かなり管理上の問題含めてお伺いしますが、管理不行き届きの点がかなり多い。実際見ましたらゴミ捨て場に投げられているだとか、そういう実態もかなりある。基本は個別受信機等については、転入・転出等にあってはきちっと届け出、もしくは管理するという事がうたい文句になっているんですが、これはうたい文句だけでは済まない訳で、あらゆる防災時に非常時に対処するという点でもこういったものが、一方で防災計画の中で位置付けられているんだけどそれが頓挫してしまっているというような実態もあります。貴重な財源を使うわけですから、こういうものきちっと一つ一つやると、管理するということが基本かと思いますがもう一度この点確認しておきます。

議長（平田喜臣君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 米沢議員の3点のご質問にお答えします。まず1点目の財源についてのご質問ですが、この事業については冒頭申し上げましたように防衛庁所管の補助事業でございまして、民生安定事業として採択を受けたところでございます。従いまして、この防災無線の施設区分に基きまして補助率については、10分の7.5という事となっております。

なお、補助残につきましては一般単独事業債の許可を受けるべく融資側との調整を行なっているところでありますし、そのような事で予算の枠組みをしたところでございます。

施設更新の手順等でございますが、冒頭申し上げましたように2ヵ年事業の中で今年度につきましては、親局の更新を中心に行う事としてございます。既存施設の更新という考え方の基に、現在役場本庁舎3階にございます放送室に親局がありますが、その放送室の中の機器を取り替えることで取り進める事としてい

ます。それと遠隔制御局につきましても、この事業で当初57、8年に設置しました時に消防にそういう装置を設置しまして、63年暮れの噴火以降、災害対策本部を設けます消防庁舎2階にも遠隔制御局を造形したというところでございますが、その2局はすべて現在の場所において更新をする事としてございます。

それと屋外拡声小局につきましても現在25基ございますが、63年以降のものにつきましては、一応旧大蔵省に基きます耐用年数の経過等も踏まえながら、当初設置しました12基に絞りまして更新を行う事としておりますので、それらについては場所等につきましては当時から地域のエリアをふまえながら位置を決定してございますので、現在地において更新する事としてございます。

それと個別受信機につきましても全住民世帯に適用しているところでございますが、これらにつきましては、現在のもの全て取り替えることとしてございます。基本的な考え方につきましては、只今申し上げました旧大蔵省令の耐用年数の関係が6年という事で定まっておりますので、それらを踏まえながら補助額の調整の中で全世帯の分について更新が可能となった事からこの更新をとり進める事としてございます。そのような事で基本的な考え方としましては、古い機器が多く設置してございます郡部を中心に更新を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと3点目の個別受信機の管理が不行き届きだというような事も私共も若干耳にするわけでありまして、大変その管理に苦慮しているところでございますが、いずれにつきましても住民になられた方あるいは住民が町外へ転居された段階で、取り付け取り外しを行うべくそれぞれ周知をしているところであります。保守管理業者におきましても一定の基準を設けまして、やり取りするところでありますが一部ゴミ捨て場にあったということも耳にしておりますが、これらにつきましてはこのような事がないように適切な管理に今後も努めて参りたいと考えているところでございます。いずれにしましても住民にそのような事十分お知らせしながら、住民の理解と協力を得ながら更に一層適切な管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

2番、中川議員。

2番（中川一男君） ちょっとお聞きしたいのですが、親局を全部取っ払っちゃって新しくするという事で理解していいのかと。それから前の63年以降の爆発する前の時の施設を直すのか、それともその後のことのほうも言ってるのか。それから石の問題があると思うのですが石は全く同じなのか、そこちょっとお聞きしたい。

議長（平田喜臣君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 中川議員のご質問にお答えします。親局の更新につきましては親局もそうでございますが、施設全部を取り替えるということでご理解いただきたいと思っております。ただ一部屋外拡声小局につきましては、ご案内のとおり支柱につけてありまして、支柱の上に受信装置を取り付けているということでございます。その支柱につきましては当然耐用年数が長期にわたりますので、その支柱についてはそのまま現有的のものを使うということで、上について受信装置を取り替えるということでご理解願いたいと考えているところです。

それと個別受信機に信号を受信する装置がそれぞれありますが、それらについては親局も全部取り替えますし、個別受信機も全部取り替えると、屋外の拡声小局についても受信装置を全部取り替えるということで、新たな周波数をもってその送信受信の体系を整えるということになってございますので、旧来のものについては使わないこととなってございますが、先程もお話ありましたようにその後の個別受信機の不足を充足するために新しいもの買ってございますので、そちらを中心に再利用ということ考えておりますし、そのような事が可能な親局を導入する事で仕様を決めてござますので、一部個別受信機の従来のものについては再利用を図る事を考えてございますので、このような体系として親局等を取り替えることとしてございます。

議長（平田喜臣君） 2番、中川議員。

2番（中川一男君） そうするとですな個別の受信機を替えるという事でいいのですか、残ったやつ。まあ2000何ぼは替えると、あと残ってるのありますよね、それは何とか再利用というか既存のものを使っていきたいと、そこにやっぱり手を加えて直すという事でいいのかな、そのように理解していいのかが。

あのなぜかという一番最初に旧のが出来たのが沖電気なんです。それで二度目になった時に沖電気のやつに合わせなきゃならない。何故石の事聞いたかっていうと石なんです。沖電気の石は沖電気だけなんです。ナショナルが来てはだめ、どこどこ電気や三菱が来てはだめだから。それで随意契約でもできる訳ですけども、沖電気なんだという事で。沖電気、爆発した時ですよ、沖電気でいっちゃったんです。今回も誰が見ても沖電気だと思っただ。で、沖電気にしたんだけども全く違うのかと、そこで聞いたんですよ。

もしか、全然違うものならば随意契約の方がもっと単価安くできたのではないかなと、そんな気がしたものですから聞いただけで、その点お願いします。

議長（平田喜臣君） 総務課長答弁。

総務課長（田浦孝道君） 個別受信機、まあ旧個別受信機を活用するという事でございまして、その中の石等については概ね再利用できるという事を聞いておりますし、大きな要素として取り替える部分については

多くないという認識してございます。一部については調整のため整合性を持つために取り替える部分はあるかというふうを考えているところであります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（平田喜臣君） これをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第1号を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります

よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 報告第1号

議長（平田喜臣君） 日程第4 報告第1号専決処分報告の件（多田沢川土砂流出対策工事請負契約変更の件）の報告を行います。

提出者から報告を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（佐藤修君） ただいま上程いただきました報告第1号につきまして、専決処分の経緯をご説明申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の補助を受けて実施しております。

平成13年7月31日議決をいただき、工期を平成14年2月20日までとし高橋・遠藤特定共同企業体で現在工事を進めております。今回設計変更の要因といたしましては、工事の実施において抜根物の排出量が当初設計数量85トンに対し、実施確認数量が58トン、差引きで27トン減となったものであります。

この事につきまして札幌防衛施設局に協議を行い設計変更することで承認をいただき、平成13年12月26日専決処分を行い契約変更を行ったものであります。

以下条文の朗読をもって説明といたします。

報告第1号 専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、多田沢川土砂流出対策工事請負契約変更の件。裏面をご覧くださいと思います。

専決処分書。

多田沢川土砂流出対策工事請負契約締結（平成13年7月31日議決を経た議案第1号に係るもの）を、次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記。

変更事項。契約金額。変更前、6,153万円。

変更後、6,106万8千円。

46万2千円の減額であります。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

議長(平田喜臣君) 報告に対し質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶものあり。)

議長(平田喜臣君) これをもって質疑を終了いたします。

以上で本件の報告を終わります。

閉 会 宣 告

議長(平田喜臣君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これにて、平成14年第1回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時33分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 1 4 年 1 月 2 9 日

上富良野町議会議長

平 田 喜 臣

署 名 議 員

長 谷 川 徳 行

署 名 議 員

徳 島 稔